

地方分権改革推進委員会の勧告等への対応について

健康局地域保健室

地方分権改革推進委員会からの第1次勧告	構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会における指摘	検討状況	備考
<p>○保健所設置要件の緩和</p> <p>広域連合等の共同処理方式による設置を可能とする方向で検討し、平成20年度中に結論を得る。</p>	<p>・保健所の効率的な配置・運営を後押しする観点から、広域連合等の共同処理方式による保健所の設置について、地方公共団体により裁量を認め、当該方式を可能とする方向で、規制所管省庁において懸念する点を整理し、検討すべきではないか。</p>	<p>保健所の事務として、法律上規定しているものについて、その法律を所管する部署への意見照会やヒアリング等を行い、以下の共同処理方式が可能となるよう調整中である。</p> <p>①広域連合 ②事務委託</p>	
<p>○医師資格要件の緩和</p> <p>保健所長の資格要件については、公衆衛生行政への精通度合や、健康危機管理への対応能力という観点も踏まえつつ要件の緩和の方向で見直し、平成20年度中に結論を得る。</p>	<p>・医師以外で公衆衛生に関する実務経験を有する地方公共団体職員(保健師、薬剤師、歯科医師など)を保健所長として活用しやすくするためにも、規制所管省庁において、国立保健医療科学院の専門課程及びその選抜方法の見直し、医師以外の保健所長の任期についての原則2年の年限の見直し等について検討すべきではないか。</p>	<p>国立保健医療科学院と以下の要件の緩和について検討中である。</p> <p>①専門課程の見直し ・期間の短縮</p> <p>②選抜方法の見直し ・試験の時期・回数 ・一定以上の公衆衛生実務経験年数の評価を加味</p> <p>また、医師以外の任用期間については、特例措置の状態が解消されない場合における継続した任用を検討中である。</p>	<p>・検討内容</p> <p>①期間の短縮 現行1年→ 検討中</p> <p>②試験の時期・回数 現行2、3月・2回→ 検討中</p>

自治体に勤務する保健師に対する教育体制の整備【案】

○国立保健医療科学院で実施する研修

1. 人材育成環境整備研修

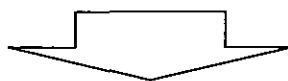
【実施主体】国立保健医療科学院

【実施計画】対象 27自治体程度／年 5か年計画

【実施内容】 (1) 遠隔教育 地域保健看護管理における人材育成（責務と役割）、人材育成に係る組織内外の運営管理、管内の人材育成に関わる現状と課題の整理、部下の力量アセスメント 等

(2) 集合研修 人材育成計画（組織診断・育成計画・方法・評価）、スーパーバイズ、コンサルテーション、ファシリテーション、ストレスマネジメント、プレゼンテーション 等

【受講対象者】都道府県・保健所設置市・特別区の人材育成・保健師総括部門あるいは管理的立場の保健師等



○保健指導技術高度化支援事業

【対象】都道府県・保健所設置市・特別区

【補助率】1/2

2. 各都道府県・保健所設置市・特別区人材育成環境整備事業プロジェクト（検討会）

【実施内容】人材育成環境整備研修フォローアップ支援制度

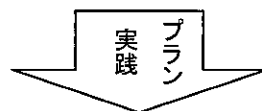
○希望自治体において実施（人材育成環境整備研修修了者自治体）

○研修修了者が中心となって当該自治体において検討会を開き、質の高い人材育成ガイドラインを作成する。

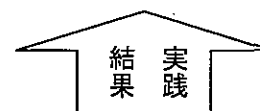
○人材育成プランに対する評価計画および評価指標の設定をおこなう。

○人材育成プランの実践後の評価、プランの見直し等をおこなう。

○検討会への助言等は、国立保健医療科学院および『保健指導者の人材育成プログラムの開発』研究班メンバーが協力する。



フィードバック



3. 人材育成プランの評価

【実施内容】○プロジェクトによって作成された人材育成ガイドライン等の評価

○都道府県、保健所設置市・特別区、市町村間での情報交換・共有

○評価会議等への助言等は、国立保健医療科学院および『保健指導者の人材育成プログラムの開発』研究班メンバーが協力する。